

令和8年2月9日

調布市長 長 友 貴 樹 様

調布市国民健康保険運営協議会

会長 川 畑 英 樹



調布市国民健康保険税の税率等について（答申）

令和7年12月24日付け07調福保発第977号で諮問のあったこのことについては、当協議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記



1 答申事項

諮問事項を適当と認める。

なお、子ども・子育て支援納付金課税額（子ども支援分）は、以下のとおりとする。

- (1) 所得割税率 100分の0.30
- (2) 均等割額 2,000円
- (3) 課税限度額 3万円

2 答申理由

当協議会では、国民健康保険法及びこれに基づく東京都国民健康保険運営方針に則り、市に対し、国保財政健全化計画の改定とともに、税率改定等の実施を求め、令和2年度及び5年度改定に向けた答申を行った。

今回の諮問事項は、当計画に沿った内容であり、市民生活においては、長引く物価高騰による影響が懸念されるものの、当市の国民健康保険事業は、加入者一人当たりの医療費が増加傾向で推移し、慢性的な財源不足が生じている。そのため、一般会計から多額の赤字補填を受けた厳しい財政運営が続き、国や東京都による国保財政健全化を求める動きから、令和17年度決算までに一般会計からの赤字補填を解消することが求められる予定であることも勘案すると、市の主体的な判断として、計画的な税率改定を行っていくことは重要である。

また、当市の現状として、国民健康保険税率は、多摩地域の自治体の中にあって低い水準にあり、現在の国保財政健全化計画も、加入者の負担に十分配慮した緩やかな内容である。しかし、一般会計からの赤字補填額は、令和2年度及び5年度に税率改定を行ったものの、令和6年度決算で27億円を超えていることから、計画に沿った定期的な税率改定が不可欠である。

さらに、令和8年度から創設される子ども・子育て支援金制度に係る子ども・子育て支援納付金課税額（子ども支援分）については、制度創設初年度であることや国や東京都の動向を踏まえると、東京都が提示する係数に基づき設定することはやむを得ないと考える。

当協議会としては、このような状況を総合的に勘案し、加入者の急激な負担増に配慮しながら、国民健康保険事業の安定的な運営を確保しつつ、国保財政健全化を推進していくためには、今回の国民健康保険税の税率等の改定は避けがたいとする結論に達し、諮問事項については、これを適当と認め、答申する。

なお、当協議会から市に対し、国保財政健全化に向けた今後の取組について、改めて次のとおり要望する。

### 3 今後の取組

- (1) 国保財政健全化計画について、赤字解消を見据え、令和8年に改定が予定されている東京都国民健康保険運営方針の内容に則した見直しの検討を行うこと。

- (2) 子ども支援分については、令和8年度から3年間かけて段階的に導入される予定であるが、国や東京都から税率等が示される時期によっては、当協議会に対する諮問において数値等の提示が困難となることが見込まれる。その場合、当協議会の開催時点において協議会の議論に足りる適切な情報を示すこと。
- (3) 国保財政健全化に資するため、引き続き、収納対策、医療費適正化及び保健事業の取組を進め、収入確保や支出の増加抑制、加入者の健康増進に努めること。